2　都道府県医療費適正化計画に関する事項

㈠　都道府県医療費適正化計画の期間を、六年を一期とすることとした。（第九条第一項関係）

㈡　都道府県医療費適正化計画において、都道府県の医療計画に基づく事業の実施による病床の機能の分化及び連携の推進の成果並びに住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果を踏まえて、厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込み（以下「都道府県の医療に要する費用の目標」という。）に関する事項を定めることとした。（第九条第二項関係）

㈢　計画期間において、都道府県における医療に要する費用が都道府県の医療に要する費用の目標を著しく上回ると認める場合には、その要因を分析するとともに、当該都道府県における医療提供体制の確保に向けて、関係者と協力して必要な対策を講ずるよう努めることとした。（第一一条第四項関係）

3　前期高齢者納付金等の拠出金負担が重い保険者の負担を全保険者において再按分することにより軽減する措置について、対象となる保険者の範囲を拡大するとともに、当該再按分に加えて、国が当該拡大分の費用負担に要する費用の二分の一に相当する額を負担することとした。（第三八条、第三九条及び第九三条関係）

4　後期高齢者支援金等の額の算定方法に関する事項

㈠　被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、その額の全てを被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じたものとすることとした。（第一二〇条及び第一二一条関係）

㈡　前期高齢者納付金の算定における前期高齢者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、㈠と同様の改正を行った上で、前期高齢者加入率を基に算定することとした。（第三八条及び第三九条関係）

㈢　㈠の規定の施行までの間、平成二七年度及び平成二八年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、平成二七年度はその額の二分の一を、平成二八年度はその額の三分の二を、それぞれ被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じたものとすることとした。（附則第一四条の七～第一四条の一〇関係）

5　後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じた保健事業を行うように努めるとともに、保健事業の実施に当たっては、介護保険の地域支援事業を行う市町村等との連携を図ることとした。（第一二五条関係）

五　社会保険診療報酬支払基金法の一部改正関係

社会保険診療報酬支払基金は、保険者の委託を受けて、保険給付のうち厚生労働省令で定めるものの支給に関する事務、保険給付の支給、保健事業等の実施及び保険料の徴収等に係る情報の収集又は整理に関する事務並びに保険給付の支給及び保険料の徴収等に係る情報の利用又は提供に関する事務を行うこととした。（第一五条第一項関係）

六　健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正関係

都道府県単位保険料率の調整を行う期限を、医療に要する費用の適正化等に係る協会の各支部の取組の状況を勘案して平成三六年三月三一日までの間において政令で定める日までの間とすることとした。（附則第三一条関係）

七　検討規定

1　政府は、この法律の公布後において、持続可能な医療保険制度を構築する観点から、医療に要する費用の適正化、医療保険の保険給付の範囲及び加入者等の負担能力に応じた医療に要する費用の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条第一項関係）

2　政府は、この法律の施行後において、国民健康保険の医療に要する費用の増加の要因、当該費用の適正化に向けた国、都道府県及び市町村の取組並びに国民健康保険事業の標準化及び効率化に向けた都道府県及び市町村の取組等の国民健康保険事業の運営の状況を検証しつつ、これらの取組の一層の推進を図るとともに、国民健康保険の持続可能な運営を確保する観点から、当該取組の推進の状況も踏まえ、都道府県及び市町村の役割分担の在り方も含め、国民健康保険全般について、医療保険制度間における公平に留意しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条第二項関係）

八　この法律は、一部の規定を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二四四号）（厚生労働省）

一　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係

1　平成二七年度において、被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、その額の二分の一を被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすることに伴い、被用者保険等保険者に含まれる厚生労働大臣が定める国民健康保険組合に対する国庫補助の特例を設けることとした。（附則第一五条関係）

2　平成二七年度において、国民健康保険組合の組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額の二分の一に対する国庫補助割合について、国民健康保険組合の財政力を勘案したものとするため、国庫補助の特例を設けることとした。（附則第一五条関係）

二　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

平成二七年度及び平成二八年度において、被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、平成二七年度は二分の一を、平成二八年度は三分の二を標準報酬総額に応じた負担とすることに伴い、規定の整備を行うこととした。（附則第六条第四項～第六項関係）

三　健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正関係

平成二七年度及び平成二八年度において、被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、平成二七年度は二分の一を、平成二八年度は三分の二を標準報酬総額に応じた負担とすることに伴い、規定の整備を行うこととした。（附則第六条第四項～第六項関係）

四　平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令の一部改正関係

平成二七年度において、被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、その額の二分の一を標準報酬総額に応じた負担とすることに伴い、規定の整備を行うこととした。（題名及び第三条関係）

五　この政令は、公布の日から施行することとした。